

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（○○）第●●号 相続税における取消請求上告事件
国側当事者・国

平成27年7月22日棄却・確定

（控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成27年3月13日判決、本資料265号－44・順号12627）

（第一審・神戸地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成26年9月9日判決、本資料264号－144・順号12525）

決	定
上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	武藤 政男

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成27年7月22日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 山本 庸幸

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる